

兵庫県 簡易耐震診断推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易耐震診断推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、「兵庫県県土整備部補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震診断員
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士で、実務経験が5年以上かつ公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが実施した簡易耐震診断員講習会を受講し、理事長から受講済みの証明を受けた者
 - イ 兵庫県知事がアと同等と認める者として認定した者
- (2) 耐震診断技術者
前号に規定する簡易耐震診断員のうち、「簡易耐震診断推進事業 耐震診断技術者名簿」に登録された者
- (3) 申込者
本事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を所有する者等で、次号に規定する耐震診断の申し込みをする者
- (4) 耐震診断
次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」
 - イ 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による1次診断
 - ウ 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断
 - エ 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(耐震診断実施者の選定)

第3条 申込者は、対象住宅の耐震診断を実施する者を耐震診断技術者から選定する。

(対象住宅の要件)

第4条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 現況において、特定行政庁から「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条に規定する措置を命じられている住宅
 - (2) 次に掲げる工法の住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
 - (3) 平成12年度から14年度に実施した、「わが家の耐震診断推進事業」で耐震診断を受けた住宅
 - (4) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用以外に供されている住宅
- 2 前項によるもののほか、次に掲げる場合にあつては、それぞれの要件を備えている住宅とする。
- (1) 申込者以外に所有権、借家権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合にあつては、原則として、耐震診断について当該権利者全員の同意が得られていること。
 - (2) 住宅が「建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）」による区分所有の建物で

ある場合にあつては、耐震診断について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

(補助金の額)

第5条 耐震診断に関する補助対象限度額は別表第一によるものとし、県は、申込者が補助対象経費の1割を負担するものとして市町に対する補助金額を算定するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は平成23年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は平成24年9月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第一 (金額は税込)

建て方・構造種別		棟当たり診断経費	
戸建住宅	木造	30,900円/棟	
	非木造	62,400円/棟	
長屋	木造	62,400円/棟	
	鉄筋 コンクリート造	1棟目	213,000円/棟
		2棟目以降	153,000円/棟
	鉄骨造	1棟目	112,000円/棟
2棟目以降		78,100円/棟	
共同住宅	木造	62,400円/棟	
	鉄筋 コンクリート造	図面有り	213,000円/棟
		図面なし	315,000円/棟
		2棟目以降	153,000円/棟
鉄骨造	1棟目	112,000円/棟	
	2棟目以降	78,100円/棟	